

防災体制等整備特別委員会 中間報告(H24. 9. 21)

ただいま議題となりました、防災体制等整備特別委員会における審査の経過と結果の中間報告を申し上げます。

本委員会は平成 23 年 6 月 24 日の本会議において設置され、既に 3 回にわたり、それまでの審査の経過と結果について中間報告を行ったところであります。

その後、委員会は延べ 4 回会議を開き、精力的かつ慎重に審査を進めてまいりました。

審査をした項目ごとに、主な質疑を申し上げますと、

1 避難所の運営については、

避難所における冬期及夏期対策、学校保健室の使用基準、避難所における避難者の任務、ペットの受け入れ、帰宅困難者の避難所の運営方法、観光客の取り扱い、救急箱に必要なものについてです。

2 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練については、

災害時の避難者情報の収集と伝達手段、コールセンターの対応マニュアル、市民への情報伝達方法、移動通信機器の機能、うみかぜ公園等の避難誘導、観光客及び集客施設の避難誘導についてです。

3 物資のコントロールについては、

L P ガス協会の支援内容、地元商店街との食材・物資の調達に関する協定についてです。

4 民間・公的機関との協力関係と協力内容については、

廃棄物等の収集についての作業基準、災害ガレキの回収等のルール、災害時の医療機関・地域医療救護所・応急救護所から出される医療系廃棄物の処理方法、災害時の協力事業者への支払いシステム、駅での広報体制、ボランティアの受け入れとマネジメントについてです。

5 維持すべき優先施設については、

市道の管理体制、新港埠頭のヘリポートの運用、新港埠頭の非常時の SOLAS 条約の運用解釈、久里浜港の救援資材受け入れ体制、南処理工場の作業マニュアル、行政情報のバックアップ、官公庁の事業継続計画、仮設住宅の建築場所、遺体処理の方法についてです。

これらの質疑及び意見をもとに、9月11日の委員会において、調整を行った結果、地域防災計画の改定に関するガイドラインとしての最終提言を行うことと決定しましたので、以下、本委員会の提言を申し上げます。

大柱の1. 避難所運営について

中柱 避難所運営と避難所運営委員会

①トイレで使用した紙の処分のルール化を徹底し、避難所でのルールと自宅でのルールを市民にわかりやすく周知されたい。

中柱 避難所におけるペットの取り扱い

②避難所ごとのペットの受け入れ可否について、避難所運営委員会の判断に任せるという方針を周知徹底されたい。

中柱 帰宅困難者と一時避難所

③帰宅困難となった観光客の保護と避難誘導、所在情報の管理・発信について、観光施設の管理者と対応を検討されたい。

中柱 福祉避難所全体

④学校の避難所に避難してきた高齢者で、避難所での生活が困難な方の福祉避難所への送りこみの判定は、巡回保健師による判断とし、任務とするよう徹底されたい。

⑤福祉避難所の開設期間は原則30日間とすることを周知されたい。

中柱 高齢者施設の福祉避難所

⑥介護に必要な機材がない等、市内での避難生活が困難な重度障害者の対応として、他都市への緊急疎開を全体計画に盛り込むよう検討されたい。

⑦要援護者の情報について各町内などで受け取りが進まない場合、市で保管している情報を学校の避難所に提供することも視野に入れ検討されたい。

中柱 障害者施設の福祉避難所

⑧学校の避難所に避難してきた障害者については、避難所運営委員会で独立した教室を用意して対応するよう、協議、指導されたい。

⑨はぐくみかんの食糧、資機材の備蓄については、避難想定される障害者等の対応にできるだけ充足するように進められたい。

中柱 公的施設を利用した福祉避難所

⑩公的施設には通常、備蓄資機材、食糧、飲料水などがいないため、市の備蓄倉

庫に開設キットとして一式の資器材の準備（どの施設を開設する場合でも流用できるように）を検討されたい。

- ⑪公的施設を利用して福祉避難所を開設する場合、各施設での受け入れが限界を超え、その対応が必要となった場合の緊急対応を計画に位置づけられたい。
- ⑫公的施設の福祉避難所は、要請に基づき、順次開設する方向とし、一か所の開設に必要な最低人員を確保した上で開設するよう計画に位置づけられたい。
- ⑬公的施設の福祉避難所における入所者のケアは、家族が行うことを前提として周知されたい。

大柱の2. 庁内組織の指揮系統、情報の収集・発信、訓練について

中柱 情報の収集・発信

- ⑭災害時広報は、現在策定中の計画をさらに深化させ、情報弱者や外国人を含めた市民への漏れのない広報通信体制を整備されたい。
- ⑮防災行政無線の運用方針と防災情報メールの運用ルールについて再検討し、市民に周知されたい。

中柱 指揮命令系統

- ⑯総合対策部に人員を出す部署は、その職員が災害時の任務を熟知する必要があるため、平常時から個人に特定した総合対策部での任務を割り当てられたい。

中柱 行政組織の訓練と活動マニュアル

- ⑰保健師の配置、巡回、ローテーションなどを検討されたい。

大柱の3. 物資のコントロールについて

中柱 食料の供給計画

- ⑱避難所と地元商店との食材・物資の調達に関する協力体制を支援できるように、相互調整を進められたい。

中柱 緊急支援物資の受け入れ

- ⑲S O L A S 条約において制限されている横須賀新港埠頭の災害時利用については、本年12月までに国土交通省との協議を進め、利用制限を解除できる体制とされたい。

大柱の4. 民間・公的機関との相互の協力関係と協力内容について

中柱 民間企業との協力体制について

⑳し尿汲み取り事業者や一般廃棄物の収集の作業手順については、実効性が確保されているが、社会情勢による車両や資機材の変化にも柔軟に対応できるよう、引き続き協議されたい。

21 災害瓦れきの回収、一時保管、撤去のルールについては、過去の震災の状況を参考に実効性の高い対応策を検討されたい。

22 発災後も自宅にとどまっている要援護者に対しては、居宅サービス事業者との支援体制の協議を進められたい。

中柱 災害ボランティアの運営

23 災害時のボランティアセンターの運営については、社会福祉協議会と詳細に調整するとともに、災害ボランティアネットワークの中心となる災害時ボランティアコーディネーターの養成に努められたい。

大柱の5. 維持すべき優先施設について

中柱 医療機関の機能維持

24 拠点病院をはじめとした医療機関の機能維持のため、具体的支援を総合的に組み立てるよう取り組まれたい。

25 産科医院の機能維持のための具体的支援をまとめられたい。

26 災害時に多数の被災者が助けを求めて集まる医療機関、地域医療救護所、応急救護所から発生する医療系廃棄物については、感染事故が発生しないよう対策を取られたい。

中柱 福祉・介護施設の機能維持

27 福祉施設、介護施設の機能維持に必要な支援内容の確認と具体の対応を確立されたい。

中柱 応急救護所と地域医療救護所の機能維持

28 地域医療救護所に簡易ベッド等の資機材を配備できるかどうか確認されたい。特に自衛隊からの支援としてベッドを借りることができるかどうか確認されたい。

29 健康部の地域医療救護所への搬送チームの業務内容を検証し、実効性を確保されたい。

30 地域医療救護所に必要な資機材の内容を確認し、準備されたい。

31 地域医療救護所の開設時間を 24 時間体制とするのか、どのように想定するのか医師会と協議を進め、さらに 3 日間での閉鎖が不可能な場合、開設期間について、過去の前例を調査して決定されたい。

32 応急救護所となる消防署の維持運営のための資材、飲料水、燃料、食糧、医薬品を確保されたい。

中柱 港湾施設の機能維持

33 久里浜港が救援物資受け入れ拠点として機能するよう、体制の整備を進められたい。

中柱 市役所等の市の施設の機能維持

34 市の行政情報のバックアップ体制において不安要素がある部分については、各部局間での調整を含め、強化されたい。

中柱 遺体処理の基本的考え方

35 多数遺体の対応については、遺体安置所の設営順序、遺体保存方法、仮埋葬及び中央斎場の再開手順等、各種の問題点を共有し、実効性を高めるために関係機関との協議、訓練などを実行されたい。

大柱外 市民への周知

36 市民みずからが生命財産を守るために、特別委員会審査で明らかとなった、市民が最低限知っているべき事柄について、市民にわかりやすく、伝わりやすい方法を研究し、効果的な方法で周知されたい。

以上で中間報告を終わります。